

地域医療支援病院業務報告書

平成30年10月5日

群馬県知事 へ

開設者

住 所 〒370-0821 群馬県前橋市上新田町 564-1
氏 名 社会福祉法人 恩賜 済生会
財団 群馬県済生会 支部長 西田
電話番号 027-252-6011

医療法第12条の2の規定により、29年度の業務に関して下記のとおり報告します。

記

1 病院の開設者の住所及び氏名

住所	〒370-0821 群馬県前橋市上新田町 564-1
氏名	社会福祉法人 恩賜 済生会 群馬県済生会 支部長 西田保二 財団

注 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記載すること。

2 病院の名称

群馬県済生会前橋病院

3 病院の所在地

〒370-0821 群馬県前橋市上新田町 564-1	電話 (027) 252-6011
-------------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合 計
床	床	床	床	327 床	327 床



5 病院の施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 患者監視装置・ベッドサイドモニター 病床数 16 床 (HCU)
化学検査室	(主な設備) 生化学自動分析装置、全自動血球計数装置、HbA1c・グルコース測定装置、自動血液ガス分析装置、全自動化学発光免疫装置、全自動血液凝固分析装置、全自動化学発光酵素免疫装置、赤血球沈降速度測定装置
細菌検査室	(主な設備) 全自動細菌検査装置、安全キャビネット、冷却遠心器 全自動血液培養検査装置、結核菌自動遺伝子検査装置、トキシノター MT5500
病理検査室	(主な設備) 凍結切片作成装置、自動染色装置、密閉式自動包埋装置、自動封入装置 自動免疫染色装置
病理解剖室	(主な設備) 臓器撮影装置
研究室	(主な設備) PC、プロジェクター、スクリーン
講義室	室数 3 室 収容定員 約 110 人
図書室	室数 1 室 蔵書数 3,034 冊程度
救急用又は 患者搬送用自動車	(主な設備) 酸素ボンベ、救急セット 保有台数 1 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 23.56 m ²

注 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記載すること。

(その2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	68.5 %	算定 期間	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日で算出
地域医療支援病院 逆紹介率	91.3 %		
算出 根拠	A：紹介患者の数（開設者とは直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された数。初診の患者に限る。）		4,692 人
	B：初診患者の数		6,854 人
	C：逆紹介患者の数（開設者と直接関係のある他の病院又は診療所に紹介した患者を除く。）		6,257 人

- 注 1) 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記載すること。
- 2) 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記載すること。
- 3) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記載すること。

(その3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

※別紙1参照 (略)

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		
			常勤 専従 非常勤 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	16床
専用病床	0床

注 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査及び治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
HCU	310.2 m ²	(主な設備) 患者監視装置、ベットサイドモニタ	可
救急外来	68.58 m ²	(主な設備) 除細動器、多機能心電計	可
薬剤部 (調剤室、 製剤室)	149.34 m ²	(主な設備) 注射薬自動払出システム、全自動散薬分 包機、全自動錠剤分包機	可
中央検査室	182.31 m ²	(主な設備) 生化学自動分析装置、全自 動血球計数装置、HbA1c・グルコース測定装 置、自動血液ガス分析装置、全自動化学 発光免疫装置、全自動血液凝固分析装 置、全自動化学発光酵素免疫装置、赤血 球沈降速度測定装置	可
輸血検査室	36.00 m ²	(主な設備) 全自動輸血検査装置、洗浄遠心器	可
細菌検査室	32.67 m ²	(主な設備) 全自動細菌検査装置、安全 キャビネット、冷却遠心器、全自動血液 培養検査装置、結核菌自動遺伝子検査装 置、トキシノマター MT5500	可
生理検査室	118.53 m ²	(主な設備) 超音波検査装置、心電計、運動負荷試験 システム、血圧脈波測定装置、脳波計	可
病理検査室	75.26 m ²	(主な設備) 凍結切片作成装置、自動染 色装置、密閉式自動包埋装置、自動封入 装置自動免疫染色装置、細胞診用遠心器	可
放射線科	186.09 m ²	(主な設備) X線装置、X線TV撮影装置、乳房撮影装 置、骨密度測定装置	可
CT室	27.60 m ²	(主な設備) CT装置	可
MRI室	45.99 m ²	(主な設備) MRI装置	可
血管造影撮影室	48.75 m ²	(主な設備) 血管造影撮影装置	可
臨床工学科	89.88 m ²	(主な設備) 人工呼吸器	可
手術室	210.5 m ²	(主な設備) 全身麻酔器、麻酔患者管理システム	可
内視鏡室	56.33 m ²	(主な設備) 内視鏡装置一式	可
人工透析室	522.7 m ²	(主な設備) 透析監視装置	可

4 備考

救急告示病院認定：昭和49年12月27日
第二次救急体制参加：昭和52年9月6日
災害拠点病院 地域災害医療センター指定：平成9年3月27日

注 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき群馬県知事の救急病院の認定を受けている病院又は救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,073人 (1,190人)
上記以外の救急患者の数	2,588人 (584人)
合 計	4,661人 (1,256人)

注 1) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記載すること。

2) 括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(その4) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 前年度の共同利用の実績

① 前年度において共同利用を行つた医療機関の延べ数： 485 件
② ①のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数： 485 件
③ 共同利用に係る病床の病床利用率： 0 %

注 前年度において共同利用を行つた実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行つた医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率等を明記すること。

2 共同利用の範囲等

① 共同利用を行つた建物、設備、器械又は器具の名称： 研究室、講義室、図書室、CT、MRI、内視鏡、超音波検査装置
② 開放病床： 5床

注 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有・無
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：宮崎 宏貴
職種：地域連携課長

注 共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

※別紙2参照

4 登録医療機関の名簿

※別紙3参照 (略)

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係

注 当該病院と同一の二次医療圏に所在する医療機関のみ記載すること。

常時共同利用可能な病床数	5床
--------------	----

(その5) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

① 医学又は医療に関する講演会（学術講演会）：	10 回
② 地域の医師等を含めた症例検討会：	16 回
③ その他の研修会：	4 回

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	30 回
(2) (1) の合計研修者数	1,146 人

注 1) 研修は、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものであること。
2) (2) には、前年度の研修者の実数を記載すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 有・無
 イ 研修委員会設置の有無 有・無
 ウ 研修指導者

※別紙4参照 (田名)

修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験年数	特 記 事 項
				年	
				年	
				年	
				年	

注 研修指導者のうち、教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
研究室	67,5 m ²	(主な設備) PC、プロジェクター、スクリーン
講義室	160,8 m ²	(主な設備) 音響、プロジェクター、スクリーン、ビデオ
図書室	46.5 m ²	(主な設備) PC、プロジェクター、閲覧室

(その6) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	整形外科代表部長 後藤 渉
管理担当者氏名	病歴管理・図書室 北爪 恵子、医事課 池田 徳彦

記録の種類		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		医事課 病歴管理室 看護部 薬剤部	(カルテに含まれる記録) 患者ID (X線フィルム) 患者ID (処方箋) 処方発行日 (日誌類) 日付
病院の 管理及び 運営に 関する 諸記録	共同利用の実績	地域連携課	
	救急医療の提供の実績	救急委員会	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域連携課	
	閲覧実績	医事課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域連携課	

注1) 「保管場所」欄には、当該記録を保管する部署名を記載すること。

2) 「診療に関する諸記録」については、個々の記録について記載する必要はなく、諸記録の分類方法及び全体としての管理方法の概略を記載すること。

(その7) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	副院長 吉永 輝夫
閲覧担当者氏名	医事課 課長 池田 徳彦
閲覧の求めに応じる場所	医事課
閲覧の手続の概要 閲覧依頼者は、診療情報提供に関する実施要綱に基づいて、申込書を院長に提出し、院長は申込書を受け取った日から14日以内に可否について、決定通知書にて依頼者に通知する。	

前年度の総閲覧件数	19 件	
閲覧者別	医師	0 件
	歯科医師	0 件
	地方公共団体	0 件
	その他	19 件

注 閲覧件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

(その8) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1 回	
委員会における議論の概要		
※前橋地区の地域医療支援病院4病院（前橋赤十字病院、群馬県立心臓血管センター、JCHO 群馬中央病院、済生会前橋病院）で合同開催 平成 29 年度前橋地区地域医療支援病院 合同運営委員会 開催日：平成 30 年 2 月 26 日（月）13 時 30 分～ 開催場所：済生会前橋病院 協議報告事項：各病院の平成 29 年度連携活動報告 <ol style="list-style-type: none">1. 紹介患者に対する医療の提供に関する事2. 救急医療の提供に関する事3. 共同利用の実施に関する事4. 地域の医療従事者に対する研修の実施に関する事		

注 委員会の開催回数及び委員会における議論の概要（開催日、開催場所、協議事項、報告事項等）については、前年度のものを記載すること。

(その9) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 相談室・その他（病棟カンファレンス室）
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	MSW、看護師
患者相談件数	9,067件
患者相談の概要	
<p>① 相談の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察、治療に対する心配や苦情等、療養生活中に生じる身体、心理、社会的問題に関する事 ・医療費や経済的相談に関する事 ・公費負担制度・社会保険、介護保険制度に関する事 ・退院支援、在宅医療に関する事 ・虐待対応に関する事 ・がん相談に関する事 ・その他社会福祉に関する事 <p>② 相談に基づき講じた対策等</p> <p>患者及び家族からの相談に対し十分に話を聞き対処している。その際に相談を受けた内容については患者サポート相談カンファレンスにて経過、結果等について協議を行っている。そして医療安全委員会に報告をしている。また相談内容によっては院内の関係部署へ移管し、必要によっては院外の関係機関と連携し対処している。</p>	

注 1) 患者相談件数については、前年度の延べ件数を記載すること。

2) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

(その10) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 (財) 日本医療機能評価機構 平成 14 年 6 月認定となる 平成 24 年 6 月認定更新 (Ver. 6. 0) 平成 29 年 6 月認定更新 (3rdG:ver. 1. 1) 現在に至る	

注 病院の機能に関する第三者による評価は、公益財団法人日本医療機能評価機構等によるものであること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページ、広報誌、研修会、講演会等を用いて当院の治療に対する情報及び実績、また、医療全般の情報等を地域の方々、医療従事者へ発信している。	

3 退院調整部門

退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 退院後の療養や生活に支援が必要な患者を入院早期に抽出し、退院支援計画を立案。入退院支援センターの退院調整看護師と医療福祉相談課の社会福祉士とが、患者及びその家族の希望を重視し院内、院外の多職種と連携をとりながら円滑な退院を目指し調整を行っている。	

4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容 糖尿病地域連携パス、がん地域連携パス ・地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み 院内及び院外の医療従事者に対して勉強会の開催、ホームページ掲載、市民向けに対して講座の開催、医療施設等に訪問し案内を行っている等	

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 群馬県済生会前橋病院
地域医療支援共同診療病床運営規程

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部 群馬県済生会前橋病院（以下「当院」という。）と地域の医師との共同診療病床の運営にかかわる事項を定める。

(共同診療病床の設置)

第2条 当院は、地域の中核病院として急性期を中心とした医療を担うとともに、地域医療の向上に資するため、「5床」を共同診療病床として設置する。

(連携医)

第3条 共同診療病床を利用する共同診療医は、「社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 群馬県済生会前橋病院地域医療連携推進要領」に基づき、連携医として登録した医療機関、医師（以下「連携医」という。）とする。

(共同診療)

第4条 診療は共同診療とし、主治医は連携医と当院担当医があたる。

2 連携医の診療は、原則として当院の診療日の9時から20時までの間に行うものとするが、緊急の場合はこの限りではない。

3 診療に際しては、連携医は事前に当院担当医に連絡のうえ、連携して診療を行うものとし、当院担当医又は担当看護師を同行して行うものとする。

4 診療に際しては、診療時間及び診療記録を診療録に記載するものとし、治療については当院担当医と相談して行うものとする。原則として直接指示は行わないものとする。

(診療責任)

第5条 入院中の共同診療に係る患者の治療及び管理は、当院の責任において行うものとする。

(入退院及び紹介)

第6条 患者の入院及び退院は、連携医と当院担当医師が協議のうえ決定する。

2 入院は、連携医が事前に当院に紹介状により当院担当医師の了解を得た後行うものとする。

3 退院にあたっては、当院担当医師は連携医と「退院の時期及び治療方針」を協議したうえで決定し、連携医に診療情報提供書とともに紹介するよう努めなければならない。

(医療機器の共同利用)

第7条 連携医は、当院が保有する高額医療機器を共同利用することができる。

2 前項の共同利用は、当院担当医と連携のうえ利用する。

(地域連携学術カンファランス等への参加)

第 8 条 連携医は、必要に応じ当院が行う症例検討会・研修会・講演会等に参加し、又は当院から必要な情報の提供を受けることができるものとする。

2 当院は、前項の開催日程その他必要な事項を連携医に周知するよう努めなければならない。

(診療報酬)

第 9 条 共同診療に係る患者の入院中の診療報酬は、当院に帰属するものとする。

2 連携医は、当院担当医と連携のうえ当院において療養上又は退院に際して必要な指導を行った場合は、開放型病院共同指導料（I）を1日につき1回算定できる。

3 その場合、連携医は自医療機関の診療録に開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、当院の診療録には連携医の指導等が行われた旨記載する。

4 診療報酬については、診療報酬点数表による。

(診療録等の取扱)

第 10 条 連携医は、共同診療にかかる患者の診療録について、当院内で閲覧をすることとし、当院外への持ち出しはできないこととする。

(その他)

第 11 条 連携医が当院の依頼により当院内で医療行為を行う場合については、別に定める。

附則

1 本規程は、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

2 平成 26 年 4 月 1 日 一部改定